

新大橋景観検討委員会 委員名簿

【委員】10名

氏名	所属・役職
飯野 公央	島根大学法文学部 准教授
大屋 誠	松江工業高等専門学校 教授
小草 伸春	株式会社小草建築設計事務所 代表取締役
柴田 亮	国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長
二井 昭佳	国土舘大学理工学部 准教授
原田 直樹	島根県松江県土整備事務所長
藤居 由香	島根県立大学短期大学部 准教授
本間 恵美子	しまね文化振興財団 写真文化事業室長
吉田 薫	株式会社共立エンジニア 技師長
渡部 修	株式会社エイテック 中国支社 技師長

敬称略、五十音順

新大橋景観検討委員会規約（案）

（設置）

第1条 本会は、「新大橋景観検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、新大橋、新大橋を含む大橋川、大橋川を含めた街並みの良好な景観を形成するため、島根県が架け替える新大橋の設計に対して、景観上の専門的な意見・助言を行うことを目的とする。

（討議事項）

第3条 委員会は、以下の事項について意見・助言を行うものとする。

- （1）新大橋の形態・意匠、素材、色彩等に対する事項
- （2）その他、必要と認められる事項

（組織及び構成員）

第4条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から新大橋の景観検討が満了するまでの期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 委員長に事故がある時は、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名した構成員がその職務を代行する。

（会議の開催）

第6条 委員会の開催は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、島根県土木部都市計画課に置く。

- 2 事務局は、委員会運営にかかる庶務を処理する。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮って定める。

（附則）

この規約は、平成28年 月 日から施行する。